



福島県喜多方市における 集落支援員の取り組みについて

喜多方市 企画政策部 地域振興課



喜多方市の概要

福島県の西北部、会津盆地の北部に位置し、平成18年1月4日に旧喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村が合併し、現在の喜多方市となりました。

市の約7割が林野で、東部、西部、北部地域には山林が広がり、市の中心部から南部にかけては、平坦な地形で市街地を囲むように田園地帯が広がっています。

農業が基幹産業ですが、「蔵とラーメンのまち」として、年間約180万人の観光客が訪れる観光都市でもあります。

面積	554.63km ²
森林面積	383.54km ² （森林率69％）
人口	41,865人（令和6年8月現在）
世帯数	16,084世帯
高齢化率	38.7％
行政区数	272行政区

集落





背 景

- ・平成18年1月 市町村合併により市全域が「みなし過疎」（令和4年4月～「全域過疎」）
- ・特に中山間地域において、集落機能の低下、集落の維持・活性化、集落仕舞いの懸念が大きな課題として顕在化。

集落支援員制度の創設

平成20年11月「喜多方市過疎集落支援員」制度の創設

- 目 的 人口減少と高齢化の進む農山村集落の維持・活性化
- 対象集落 高齢化率が40%以上を占め、人口50人未満の10集落を対象としてスタート。
その後『活性化に意欲的な集落』を要件に追加し、現在は高齢化率が概ね45%以上、人口50人未満の集落等を対象とし、21集落・広域的な住民組織3地区を支援している。
- 支 援 員 行政経験者、農業関係業務の経験者及び農山村集落元気塾受講者など、地域の実情に詳しい人材に委嘱しており、現在8名で活動中。



協働のまちづくりの推進

- ・平成29年「自治基本条例」制定により、地域を熟知する地域住民自らが考え、課題解決を主体的効率的に行い、行政がそのお手伝いをする『協働のまちづくり』を推進。

- 手法1 地域同士の連携による内部資源の共有・効率化
- 手法2 地域からの転出者・首都圏住民・大学生等外部人材の活用
- 手法3 広域的な住民組織づくり（小学校単位の協議会等）

- ・しかし、**支援集落（中山間地域等の集落）**では、**主体的に上記の取組みが困難**。
このため以下の**伴走支援**を行うことで、支援集落における協働のまちづくりを推進。

⇒集落支援員によるサポート

- ① 集落の現状把握、課題等の見える化、話し合い等支援（スライド No.4 ～ 6）
- ② 集落活性化に向けた取組み支援（スライド No.7 ～ 8）
- ③ 広域的な住民組織づくり支援（スライド No.9 ～10）

- ・上記の取組が困難なケースでは、定期的な巡回・見守りや関係機関との連絡調整などの**「寄り添い型」の支援**を展開。
- ・集落支援員間の情報共有のため、**定期的に情報交換会**を開催。（スライド No. 11 ～12）



① 集落の現状把握、課題等の見える化、話し合い等支援

ア 集落カルテ作成・更新による現状把握と集落見守り



集落支援員による集落訪問の様子

集落カルテ【 行政区】																
1 集落の成立ち																
(1)集落の形成時期・由来等	明治以前															
2 世帯・人口等の状況																
(1)現在の世帯・人口	平成 年 月 日現在の世帯・人口数（住民基本台帳） <table><tr><td>世帯数</td><td>15歳未満</td><td>15歳～64歳</td><td>65歳以上</td><td>人口計</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>うち 独り世帯</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 実戸数は 戸	世帯数	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上	人口計						うち 独り世帯				
世帯数	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上	人口計												
うち 独り世帯																
(2)最盛期の集落の世帯数、人口	明治、大正、昭和 年頃 世帯 名															
(3)世帯や人口の主な減少（増加）要因																
(4)転出、転入	①最近（10年間）で他地区に転出した世帯、人数 世帯 名 ②最近（10年間）で他地区から転入した世帯、人数 世帯 名															
3 地理的状況・インフラ整備状況																
(1)地理的状況	①総合支所・本庁までの距離 総合支所 km、本庁 km ②道路・公共交通機関の状況															
(2)水道・污水处理施設の状況	①水道等 ②污水处理 合併浄化槽 戸、汲み取り 戸 下水道（農集排含む） 戸															
(3)情報通信の状況	①携帯電話の電波の状況 良い あまり良くない 入らない ②インターネットの接続状況、加入状況 ③テレビの受信状況等															



① 集落の現状把握、課題等の見える化、話し合い等支援

4 住民の日常生活の状況	
(1)医療機関、買い物の場所、移動手段	①よく通う医療機関の場所 ②日常生活で買い物をする場所 ③日常生活での移動手段 ④自家用車保有世帯・ない世帯 有：_____世帯 ・ 無：_____世帯
(2)降積雪期の状況	①自宅の雪降ろし、除雪の状況 ②道路除雪の状況 ③降積雪期の不安
(3)防災・救急体制	①自主防災組織等の現状 有（名称：_____ 人数：_____ 人） 無 ②救急車両到着時間 _____分
(4)集落内又は周辺の危険な箇所等	①危険箇所 土砂災害危険箇所 箇所、地滑防止区域 箇所、急傾斜地 箇所 ②これまでの風水害等の状況
5 農林業生産活動等の状況	
(1)主な農林産物	（現在） （過去）
(2)稲作農家の状況	①稲作を行っている世帯 _____世帯 ②後継者の状況 上記①のうち後継者のいる世帯 _____世帯
(3)農地や林地、農業施設、農作物の管理状況	①農地や農業施設（農道、水路等）の管理状況 ②農作物の管理状況（有害鳥獣対策・電気柵設置など）

(4)耕作放棄などによる荒廃農地の状況、問題	
(5)農業生産活動を続けていく上で困っていること	
6 集落の共同活動等	
(1)集落の寄り合い（常会等）の開催状況	
(2)集落で行う共同作業等の状況	①現在行っている共同作業 ②以前行っていたが、現在できなくなってしまった共同作業 ③共同作業ができないことによる問題点及び問題解決の方法
(3)集落に伝わる祭りや伝統芸能などの状況	①現在行われているもの ②以前行っていたが、現在できなくなってしまったもの ③祭りや伝統芸能を残し、伝承していく方法
(4)住民同士の相互扶助活動の状況	①現在行われている活動 ②車のない世帯への対応状況 ③今後、必要な活動
(5)地域における見守り活動等	

7 集落外の地区との協力・連携	
(1)他地区集落との協力・連携	①親交やつながりの深い地区集落 有（_____） ・ 無 ②協力・連携している活動・行事
(2)今後必要と思われる協力・連携	
8 集落の資源等	
(1)地域の良いところ・資源	①地域の良いところ・資源（自然や景観、伝統文化、特産物、暮らし等） ②地域で守りたいもの、残したいもの
(2)地域で取り組んでいる交流等	①交流イベント等の開催の有無 有（_____） ・ 無
9 集落の空き家状況	
(1)集落内の空き家の状況	_____戸 ①居住できる状態の空き家 _____戸 ②小・中・大 規模な修繕が必要な空き家 _____戸 ③このままでは倒壊する危険空き家 _____戸
10 集落の将来展望	
(1)後継者の状況	①後継者が同居している世帯 _____戸 ②同居していないが、今後後継者との同居が見込まれる世帯 _____戸 ③家族・親族がよく訪れる世帯 _____戸
(2)都市部等からの新規定住者の転入見込み	
(3)今後の集落維持の見通し	
11 その他	
その他、自由意見	

【添付資料】集落内家屋等配置図

（作成年月日：平成 _____ 年 _____ 月）



① 集落の現状把握、課題等の見える化、話し合い等支援

イ 強み・弱み・課題の見える化や今後の在り方に関する話し合い等支援



集落の話し合いへの参加



広域的な住民組織づくりに向けた話し合い

② 集落活性化に向けた取り組み支援

- ア 集落活性化のための計画づくり支援や各種補助金活用支援
- イ イベント・事業支援（企画内容へのアドバイス等、労務提供のみとなるものを除く）



福島県大学生と集落の協働による地域活性化事業
本村行政区と獨協大学



福島県大学生と集落の協働による地域活性化事業
地割行政区と専修大学

② 集落活性化に向けた取り組み支援

ウ 関係者（市民生活課・集落）との連携・役割分担による有害鳥獣被害対策

- ・ 有害鳥獣被害及びその対策状況等の関係者との情報共有
- ・ 電気柵設置・集落環境診断等の市有害鳥獣対策施策の紹介・活用支援

電気柵を用いた有害鳥獣対策への支援制度について

鳥獣による農作物等の被害を防止するためには、鳥獣を農地に入らせない、作物を食べられないようにすることが重要です。「電気柵」は、農地の周辺に電気が流れる柵を設置し、鳥獣が農地に侵入できないようにする設備であり、被害防止に非常に高い効果を発揮します。市では、市民の方が市内に電気柵を設置する場合に下記の内容の支援を行っています。

電気柵購入支援事業（野生獣被害対策事業補助金）

鳥獣による農林畜産物や生活環境への被害防止、有害鳥獣が出没しにくい集落環境整備のため、電気柵を購入・設置した方に対し、予算の範囲内において電気柵購入費用の一部を補助する制度です。

「遵守事項」

- ①設置した電気柵が良好な状態で保持できるよう維持管理を行い、事故等の防止について十分配慮してください。
- ②電気柵と併せた被害防止対策(周囲のヤブの刈払い・エサとなる物の撤去等)を効果的に実施する等、継続的な取組を行ってください。

「補助率」

- ①計画作成地区 補助対象経費 8/10以内（上限150万円）
※計画作成地区とは、市内の行政区であって、**市の集落環境診断の実施実績があり、かつ診断の結果に基づく被害対策計画を作成している地区**
- ②団体・法人 補助対象経費 7/10以内（上限60万円）
※団体・法人とは、市民で構成される団体(3戸以上で構成)、または市内に主たる事業所を有する法人
- ③個人 補助対象経費 5/10以内（上限5万円）

「留意事項」

- ①必ず購入前に申請を行ってください。
- ②電気柵を購入しようとする1ヶ月前までに申請を行ってください。
- ③同一年度内における複数の交付申請はできません。
- ④過去に本事業により設置した電気柵の更新等は対象外です。
- ⑤電気柵設置場所が複数の場合、設置場所が隣接していない、もしくは一体的に管理できない場所である場合の交付申請はできません。
- ⑥個人を除く申請者は、3年の間、成果報告書の提出が必要です。

「申請方法」

申請書類（申請書・事業実施計画書・その他）を提出してください。申請内容を審査した後、補助金の交付決定を行います。

電気柵貸出事業

電気柵の設置方法および管理方法のノウハウの習得と対策効果を実感していただくため、行政区に対して講習会の開催と併せて電気柵の貸出を行います。

「貸出対象者」

電気柵の貸出は行政区に対して行い、その設置・使用は行政区内に限ります。

「留意事項」

- ①事業を実施する場合は、市が行う電気柵設講習会を受講する必要があります。
- ②電気柵の設置・管理及び撤去は行政区で行ってください。

「経費」 無償貸出

電源として使用するバッテリー又は乾電池は申請者の負担となりますので、ご用意ください。行政区の過失による破損などが生じた場合は、原状回復をお願いします。

＜事業に関する相談・お問合せ・申請等＞
 喜多方市 市民生活課 有害鳥獣対策室 ☎ 24-5261
 各総合支所 住民課
 ＜申請書類作成アドバイス等の事業進行のサポート＞
 地区担当 集落支援員 高野 進・鈴木 淳



③ 広域的な住民組織づくり支援

ア こまがた元気会

- ・ 地域プラン「こまがた元気ビジョン」に基づく具体的な事業を実施
- ・ **常勤集落支援員、地域おこし協力隊を各1名配置し、財政的な支援と共に人的なバックアップ**



常勤集落支援員 大平さん



地域おこし協力隊 椿さん



農産物直売所
「こまがた元気マルシェ」

令和3年4月 地区のまちづくり拠点として旧店舗を活用し、
里の駅「こまがた元気館」を整備。

令和3年4月 **常勤集落支援員**が、こまがた元気館館長として
「こまがた元気ビジョン」に基づく事業をサポート。

令和5年5月 **地域おこし協力隊**を配置し、農産物直売所の充実など
各種活動をサポート。

令和5年12月 新たな交流・活動拠点をオープン
「駒形げんき交流館（愛称：よっか）」

令和6年2月 新たな活動計画「こまがた元気プラン」策定



③ 広域的な住民組織づくり支援

イ 山都まちづくり協議会

令和5年3月 山都まちづくり協議会設立
令和6年2月 山都まちづくりビジョンの策定
令和6年4月 **常勤集落支援員1名を配置**



山都まちづくり協議会
「地域づくり部会」の様子

**山都まちづくり協議会
かわら版 第2号**

あいさつ 山都まちづくり協議会副会長 田中 輝子
日頃より、山都まちづくり協議会への、皆様のご支援ご協力に厚く御礼申し上げます。
今年度は、より多くの町民の方々に、活動内容をご理解頂きたく、かわら版も第2号の発行、または公式ライン（町民の方々がだれでも閲覧可能）を開設し、情報発信に努めて参ります。
私も、女性目線、またはお母さん、お祖母ちゃん目線で、まちづくりに参画しております。皆さんのちょっとした関わりで、笑顔が広がるように、一緒にまちづくりをして行きましょう！

■イベント開催のお知らせ

■地域づくり部会《部会長：浅見 彰宏》
※ワーク・ショッップの開催
『参加者の主体性で、学習・検討して行きます』
開催日時：令和6年6月23日（日）
午後2時～午後4時
開催場所：山都町林業総合センター2階
参加者：どなたでも参加できます！
テーマ：『山都の農産品・特産品の活用方法』

地産地消の推進
・食料自給率向上
・直売所、イベント

規格外野菜再利用
・食料ロスの削減
・直売所、イベント

地域ブランド化
・6次産業化
・他地域との交流

目標
地域経済の活性化
地域の魅力向上

ウ たかさと里山活性化委員会

令和3年4月 たかさと里山活性化委員会設立
福島県の補助金を活用し事業計画策定
令和4年4月 計画に基づく事業開始
収穫祭、農業体験、溜池の活用、
特産品の試験栽培、キノコ栽培の復活、
電気柵の設置、情報発信 等
令和6年4月 広域的な住民組織化に向け計画策定中

非常勤集落支援員2名により活動を支援



ふるさと宅急便農産物詰め合わせ



徳島大学田口太郎教授による講演会



情報交換会による情報の共有

- ・ 集落支援活動の情報共有などを行うため、2ヵ月に一度の情報交換会を開催。併せて、集落調査を実施。

- 令和6年度
第2回集落支援員 情報交換会**
- 日 時：令和6年8月22日（木）13：30～
場 所：山都総合支所コミュニティホール
- 1 開 会
- 2 内 容
- (1) 支援集落情報交換及び活動報告について
6月・7月分活動報告書により報告
- (2) 先進地視察研修参加感想について
①研修日 令和6年7月30日（火）
②場 所 宮城県丸森町「筆甫地区振興連絡協議会」
- (3) 協働のまちづくりの推進について
□きたかたのまちづくり・さとづくり講演会
①日 時 令和6年9月1日（日） 10：00～11：30
②場 所 高郷総合支所 2階 大会議室
③講 師 徳島大学大学院 社会産業理工学研究所 地域計画学研究室
教授 田口 太郎 先生
④内 容 演題「人口減少に負けない持続的な地域づくり」
～将来を見据えた人づくりも含めた
持続的なまちづくり・さとづくりに向けて～
□たかさと里山活性化委員会
①日 時 令和6年9月1日（日） 13：30～16：00
②場 所 高郷町「磐見会館」
③内 容 「たかさと里山活性化事業計画策定に向けた勉強会 Part2」
- (4) その他
①今後の予定について
(1) 第3回情報交換会
日 時 令和6年10月17日（木）または10月24日（木）13：30～
場 所 高郷総合支所（情報交換会終了後、集落調査を予定）
(2) 第16回全国水源の里シンポジウム
日 時：令和6年11月21日（木）～22日（金）
場 所：佐賀県嬉野市（集落支援員2名）
- 3 閉 会
【情報交換会終了後、山都まちづくり協議会事務所、中反地区、川吉地区の集落調査】

情報交換会の内容



情報交換会の様子



集落調査の様子



情報交換会による情報の共有

・令和6年7月 集落支援員先進地視察研会

研修先 = 一般社団法人 筆甫地区振興連絡協議会（宮城県伊具郡丸森町）

